

仕様書

1 概要

本件は江崎レーダー施設及び垂水 ITV 施設の船舶動静監視テレビ装置が動作不良のため、修理のための障害調査を行うもので、件名を「江崎レーダー施設ほか1箇所船舶動静監視テレビ装置障害調査」という。

2 本件対象機器

船舶動静監視テレビ装置 (WET-13C 日本電気(株)製) 1 式 (江崎レーダー施設)
船舶動静監視テレビ装置 (WET-13B 日本電気(株)製) 1 式 (垂水 ITV 施設)

3 調査対象機器設置場所及び管理事務所

(1) 設置場所

- (ア) 江崎レーダー施設 (撮影部)
兵庫県淡路市野島江崎 9 1 4 - 2
- (イ) 垂水 ITV 施設 (撮影部)
兵庫県神戸市垂水区海岸通 2 1 6 9 - 2
- (ウ) 大阪湾海上交通センター ((ア) 及び (イ) の伝送部)
兵庫県神戸市中央区港島南町 7 - 2 - 2 2

(2) 管理事務所

大阪湾海上交通センター技術課
兵庫県神戸市中央区港島南町 7 - 2 - 2 2
Tel 078-381-9217

4 履行期限

令和 7 年 3 月 28 日

5 仕様

- (1) 障害箇所を特定するため、調査対象機器設置場所等で調査を実施する。

障害状況：船舶動静監視テレビ装置の状態

- ・撮影部の手動及びオートでのフォーカスがきかない。
- ・電源リセットを数回実施するも状態が変化しない。

- (2) 必要な資機材 (工具・測定器等) は、すべて受注者が準備する。

- (3) 本作業に際しては、監督職員と十分協議し、当庁業務に支障をきたさないように行う。

- (4) 本作業による業務休止は必要最小限とし、事前に監督職員に作業内容及び業務休止時間等の資料を提出し協議を行った後に実施する。

- (5) 調査終了後、次の内容を取りまとめた報告書を作成のうえ提出する。

- (イ) 調査概要

- (ロ) 障害原因又は故障箇所
- (ハ) 修理が必要な場合はその内容（交換を要する部品、価格等）及び見積書
- (ニ) その他参考事項

6 検査

本件履行は第五管区海上保安本部長が検査を命じた職員の検査合格をもって完了とする。

7 支払い条件

完了払いとし、受注者が検査合格後に作成提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその代金を受注者に支払うものとする。

8 その他

- (1) 本件履行に係る輸送費は全て受注者負担とし、受注者の責により生じた機器の故障・損壊については全て受注者の負担により修理又は弁償する。
- (2) 本件履行に係る物品の保管及び運送等については、取り扱いに十分注意し、また、外部からの衝撃等に対し、本装置に障害が発生しないように十分な梱包を行う。
- (3) 再委託(変更等)承諾申請書の提出について、受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承諾申請書(様式1)を提出し、承諾を得ること。
ただし、本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りではない。
- (4) 仕様書に定める事項及び履行の過程において疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、その指示に従う。

仕様書に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部整備課 坂山(内線:2664)